

(別表1)

建築物の給水施設保守点検表

点 検 項 目		回 数			主 な 点 検 内 容
		週	月	年	
貯水槽の外観	1 水 槽	1			・周囲は清潔か。油類、汚物等は置いてないか。 ・亀裂はないか。漏水はしていないか。 ・水中や水面に沈殿物や浮遊物はないか。
	2 オーバーフロー管 通 気 管	1			・防虫網は付いているか。 ・網が破れて虫、ごみなどが侵入することはないか。
	3 マ ン ホ ー ル	1			・ふたは施錠されているか。 ・防水パッキンの劣化はないか。
ポンプ	4 揚 水 ポ ン プ	1			・圧力計、電流計の値に異常はないか。 ・潤滑油は切れていないか。 ・水漏れはないか。
	5 揚水ポンプ自動運転装置 (フロートスイッチ等)	1			・正常に作動しているか。
	6 フ ー ト 弁 (吸込み管側逆流防止弁)			1	・正常に作動するか。
	7 逆 止 弁 (吐出し管側逆流防止弁)			1	・正常に作動するか。
消毒	8 塩 素 滅 菌 器	1			・薬液はあるか。正常に注入されているか。
水位制御	9 ボ ー ル タ ッ プ	1			・正常に作動するか。
	10 満 減 水 警 報 装 置	1			・正常に作動するか。
給水管等	11 止 水 弁			1	・必要なときに完全に開閉できるか。
	12 給 水 管			1	・排水管等との誤接合（クロスコネクション）はないか。 ・水漏れはないか。
自己水給水設備	13 井 戸 等	1			・水源の周囲は清潔か。汚染のおそれはないか。 ・柵及び施錠はしてあるか。
	14 水 中 ポ ン プ	1			・正常に作動するか。
	15 ろ 過 装 置	1			・ろ材を定期的に入れ替えているか。正常に稼働しているか。

(備考) 使用する原水が、市町村等の水道事業者から供給される水道水の場合は13～15を除く。

(別表 2) 水質基準に関する省令 (平成 15 年厚生労働省令第 101 号)

最終改正：平成 27 年 3 月 2 日厚生労働省令第 29 号

	項目名	基準値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下
21	塩素酸	0.6mg/L 以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下
26	臭素酸	0.01mg/L 以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、.2mg/L 以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
38	塩化物イオン	200mg/L 以下
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L 以下
40	蒸発残留物	500mg/L 以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下
46	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L 以下
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下
51	濁度	2 度以下

(別表3)

日常検査の結果と措置等

——— こんな時は、どうするの？ ———

検査結果		原因及び対応等
色	赤水が出て、タオル等が着色する。 (赤褐色～黒褐色)	鉄さびの流出 ・老朽化した鉄管が原因となります。 ・濃度が 0.3mg/L 以上になると水に色が着き始めます。 (対応) ・配管の使用材質を確認します。 ・水質検査を行います。 ・常に赤水が出る場合は、配管等の布設替えが必要です。
		鉄細菌の繁殖 ・鉄細菌の配管内での増殖が原因となります。 (対応) ・塩素消毒を強化（遊離残留塩素濃度：0.5mg/L 以上）する必要があります。
		マンガンの流出 ・水に含まれているマンガンが遊離残留塩素で二酸化マンガンまで十分に酸化されないことが原因となります。 ・濃度が 0.05mg/L 以下の微量であっても原因となることがあります。 (対応) ・遊離残留塩素濃度を確認し、塩素消毒を強化します。 ・必要に応じ水質検査を行います。
	青 水	銅の溶出 ・濃度が 100mg/L ぐらいとなると水に色が確認できます。 ・給湯施設には、銅管が使用されているが、実際には、このような濃度の銅の溶出は、あまり考えられません。 (対応) ・洗面器具やタオルの変色（青色）を確認します。 ・変色が認められる場合は、必要に応じて水質検査を行います。
		光の散乱 ・象牙色（アイボリー）の水槽に水を入れると光の散乱により青色に見えることがあります。 (対応) ・受水容器及び観察場所を換え確認します。
	黒 水	マンガンの流出 ・配管内に付着したマンガンが水流の急激な変化によりはく離したことが考えられます。 (対応) ・水質検査を行います。
	白 水	亜鉛の溶出 ・使用されている配管の材質（亜鉛めっき鋼管）の溶出が考えられます。 (対応) ・配管材質を確認します。 ・亜鉛仕様の配管が使用されている場合は、水質検査を行います。 ・常に白水が出る場合は、配管等の布設替えが必要です。

濁 り	白 濁	微細な気泡の発生 - 給水管に吸い込まれた空気又は水道水に溶け込んだ空気が微細な気泡となることがあります。 (対応) - 水道水を透明な容器に入れ、しばらく放置して、下の方から透明になって白い濁りがなくなることを確認します。
	青（緑）濁	緑藻類の発生 - 受水槽等内での緑藻類の繁殖が考えられます。 (対応) - 受水槽等内の点検を行います。 - 受水槽に原因がある場合は、清掃を行います。
異 物	蒸発後の 白色残留物	ミネラル分の残留 - 蒸発等が繰り返される容器の底部等に、水に含まれているカルシウムやマグネシウムなどが乾固して、白い付着物となります。 (対応) - クエン酸で除去することができます。
	洗面所等の 淡紅色	色素産生微生物の増殖 - 空気中の浮遊細菌の中には、洗面台、容器等で増殖し、ピンクに着色するものがあります。 (対応) - 給水栓水の残留塩素濃度を確認します。 脱塩素の浄水器を使用することによって、この現象を助長することがあります。 - 水回りの清掃を行います。
	昆虫又は幼虫	設備の不備 - 受水槽の不備により混入することがあります。 (対応) - 受水槽の防虫網又はオーバーフロー管の適切な設置等について点検を行います。 - 不備は直ぐに改善します。
味	収れん味（思わ ず口をすぼめた くなる苦味）	亜鉛の溶出 - 使用されている配管の材質（亜鉛めっき鋼管）の溶出が考えられます。 - 濃度が 5 mg/L 以上になると収れん味を感じるがあります。 (対応) - 配管材質を確認します。 - 亜鉛仕様の配管が使用されている場合は、水質検査を行います。 - 常に白水が出る場合は、配管等の布設替えが必要です。
	金気味	金属類の溶出 - 使用されている配管の材質（鉄、銅など）の金属の溶出が原因となります。 (対応) - 配管材質を確認します。 - 原因が考えられる金属の水質検査を行います。
臭 い	金気臭	鉄分の溶出 - 使用されている配管の材質（鉄）の溶出が原因となります。 - 濃度が 0.5mg/L 以上になると臭いを感じるがあります。 (対応) - 配管材質を確認します。 - 原因と考えられる金属の水質検査を行います。
そ の 他	泡立ち	汚水等の混入 - 工場排水、生活排水等の混入に由来することがあります。 (対応) - 受水槽等の亀裂の点検を行います。 - 改修工事などを行った場合は、配管の誤接合の点検を行います。